

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1720号

知的財産侵害疑義物品認定依頼書

取扱注意

平成 年 月 日
認定依頼 第 号
(認定依頼書番号)

〇〇〇知的財産調査官 殿
(知的財産担当官)

発見部門の長 (官職)
(氏名) 印

下記の物品は、関税定率法第21条第1項第9号・第10号に該当すると思料されるので、該否の認定を依頼します。

記

品 名	数 量	内 容
輸入申告 (税関呈示) 年月日	平成 年 月 日	
輸入申告 (郵便物) 番号		
発見 年 月 日	平成 年 月 日	
輸入申告者名 [又は名あて人名]	(住所) (氏名) (職業)	
発見部門の所見		

(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。

(規格A4)

税関様式T第1720号

知的財産権侵害疑義物品認定依頼書

取扱注意

平成 年 月 日
認定依頼 第 号
(認定依頼書番号)

〇〇〇知的財産調査官 殿
(知的財産担当官)

発見部門の長 (官職)
(氏名) 印

下記の物品は、関税定率法第21条第1項第9号に該当すると思料されるので、該否の認定を依頼します。

記

品 名	数 量	内 容
輸入申告 (税関呈示) 年月日	平成 年 月 日	
輸入申告 (郵便物) 番号		
発見 年 月 日	平成 年 月 日	
輸入申告者名 [又は名あて人名]	(住所) (氏名) (職業)	
発見部門の所見		

(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1740号

税関様式T第1740号

知的財産侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

知的財産権侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

平成 年 月 日
発見通報 第 号
(発見通報書番号)

平成 年 月 日
発見通報 第 号
(発見通報書番号)

郵便局長 殿

郵便局長 殿

〇〇外郵出張所長 印

〇〇外郵出張所長 印

関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税定率法第21条第1項第9号・第10号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。

関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税定率法第21条第1項第9号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。

記

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 特殊、	小包(船便、航空)、EMS
3. 名あて人	(住所)	
	(氏名)	
4. 差出人	(住所)	
	(氏名)	
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 特殊、	小包(船便、航空)、EMS
3. 名あて人	(住所)	
	(氏名)	
4. 差出人	(住所)	
	(氏名)	
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

(規格A4)

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1750号

認定手続開始通知書(輸入者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税定率法第21条第1項第9号・第10号に掲げる輸入禁制品に該当すると思料するので、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名	数 量	
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有 無		
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成	年	月 日

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税定率法第21条第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注：裏面参照]
2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
なお、本通知に係る貨物を保税地域に搬入している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税定率法第21条の5第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式T第1750号

認定手続開始通知書(輸入者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税定率法第21条第1項第9号に掲げる輸入禁制品に該当すると思料するので、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名	数 量	
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 権利の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有 無		
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成	年	月 日

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税定率法第21条第1項第9号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注：裏面参照]
2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
なお、本通知に係る貨物を保税地域に搬入している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税定率法第21条の5第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>(税関様式T第1750号：裏面)</p> <p>本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税定率法第21条第8項の規定により通知されます。 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。 <ol style="list-style-type: none"> 業として輸入されるものでないものである場合 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合 商標権に係る並行輸入品である場合 その他、知的財産侵害物品に該当しない場合 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。 なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 <ol style="list-style-type: none"> 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。) 	<p>(税関様式T第1750号：裏面)</p> <p>本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税定率法第21条第8項の規定により通知されます。 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。 <ol style="list-style-type: none"> 業として輸入されるものでないものである場合 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合 商標権に係る並行輸入品である場合 その他、知的財産侵害物品に該当しない場合 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。 なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 <ol style="list-style-type: none"> 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1760号

認定手続開始通知書(名あて人用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長) 印

貴殿宛到着した国際郵便物は関税定率法第21条第1項第9号・第10号に掲げる輸入禁制品に該当すると思料するので、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、	
3. 差出人 (住所) (氏名)		
4. 税関検査提示日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸入差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税定率法第21条第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注：裏面参照]
2. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税定率法第21条の5第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式T第1760号

認定手続開始通知書(名あて人用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長) 印

貴殿宛到着した国際郵便物は関税定率法第21条第1項第9号に掲げる輸入禁制品に該当すると思料するので、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、	
3. 差出人 (住所) (氏名)		
4. 税関検査提示日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は名称及び住所		
7. 権利の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸入差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税定率法第21条第1項第9号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注：裏面参照]
2. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税定率法第21条の5第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

(税関様式T第1760号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税定率法第21条第8項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)

(税関様式T第1760号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税定率法第21条第8項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産権侵害物品に該当しない場合
3. 本通知に係る貨物が知的財産権侵害物品と認定されますと、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産権の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1770号

認定手続開始通知書(権利者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

輸入申告貨物(国際郵便物)に対する税関検査の際、関稅定率法第21条第1項第9号・10号の輸入禁制品に該当すると思料する貨物が発見されましたので同条第4項の規定により通知します。

1. 疑義貨物	品名	数量
2. 輸入者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出入(差出人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有 無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関稅定率法第21条の4第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関稅定率法第21条第10項の規定により禁止されています。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式T第1770号

認定手続開始通知書(権利者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

輸入申告貨物(国際郵便物)に対する税関検査の際、関稅定率法第21条第1項第9号の輸入禁制品に該当すると思料する貨物が発見されましたので同条第4項の規定により通知します。

1. 疑義貨物	品名	数量
2. 輸入者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出入(差出人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 権利の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有 無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関稅定率法第21条の4第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関稅定率法第21条第10項の規定により禁止されています。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1790号

税関様式T第1790号

知的財産権疑義貨物
認定（処理）連絡書

取扱注意

知的財産権疑義貨物
認定（処理）連絡書

取扱注意

平成 年 月 日
認定連絡報 第 号
(認定連絡書番号)

平成 年 月 日
認定連絡報 第 号
(認定連絡書番号)

殿

殿

知的財産調査官
(知的財産担当官)

印

知的財産調査官
(知的財産担当官)

印

認定依頼書番号			
品名	数量	内容	
認定結果	<input type="checkbox"/> 侵害物品である	<input type="checkbox"/> 侵害物品とは認められない	
輸入者が希望する 自発的処理の内容			
理由			
備考			

認定依頼書番号			
品名	数量	内容	
認定結果	<input type="checkbox"/> 侵害物品である	<input type="checkbox"/> 侵害物品とは認められない	
輸入者が希望する 自発的処理の内容			
理由			
備考			

(規格A4)

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第1800号</p> <p style="text-align: center;">認定通知書 (輸入者用)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税定率法第21条第8項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第9号・第10号に掲げる物品に該当する。該当しない。</p> <p>2. 理由</p> <p>3. 留意事項</p> <p>(1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④の処理を行うことができます。</p> <p>(2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から④のいずれの処理も行わない場合には、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該物品の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の下に行うことができます。</p> <p>② 当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>③ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行った場合に輸入することができます。</p> <p>④ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先にお問い合わせ下さい。</p> </div> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">税関様式T第1800号</p> <p style="text-align: center;">認定通知書 (輸入者用)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税定率法第21条第8項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第9号に掲げる物品に該当する。該当しない。</p> <p>2. 理由</p> <p>3. 留意事項</p> <p>(1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④の処理を行うことができます。</p> <p>(2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から④のいずれの処理も行わない場合には、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該物品の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の下に行うことができます。</p> <p>② 当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>③ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行った場合に輸入することができます。</p> <p>④ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先にお問い合わせ下さい。</p> </div> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1810号

認定通知書 (名あて人用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税定率法第21条第8項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第9号・10号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由
3. 留意事項
 - (1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から③の処理を行うことができます。
 - (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から③のいずれの処理も行わない場合には、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- ① 当該物品に係る**知的財産**の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。
- ② 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行った場合に輸入することができます。
- ④ 当該物品の任意放棄を希望する場合には、別添「任意放棄書」(税関様式C第5380号)の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

(規格 A4)

税関様式T第1810号

認定通知書 (名あて人用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税定率法第21条第8項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第9号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由
3. 留意事項
 - (1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から③の処理を行うことができます。
 - (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から③のいずれの処理も行わない場合には、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- ① 当該物品に係る**知的財産**の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。
- ② 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行った場合に輸入することができます。
- ④ 当該物品の任意放棄を希望する場合には、別添「任意放棄書」(税関様式C第5380号)の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1820号

認定通知書 (権利者用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、
関税定率法第21条第8項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第9号・第10号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

(規格 A4)

税関様式T第1820号

認定通知書 (権利者用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、
関税定率法第21条第8項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第9号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1840号

取扱注意

郵便物認定通報書

平成 年 月 日
認定通報 第 号
(認定通報書番号)

郵便局長 殿

〇〇外郵出張所長 印

平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第21条第1項第9号・第10号物品（輸入禁制品）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。
おって、貴局における輸入禁制品に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品名	数量	内容
備考		
郵便局処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送) 処理されました。	日付印

(規格A4)

税関様式T第1840号

取扱注意

郵便物認定通報書

平成 年 月 日
認定通報 第 号
(認定通報書番号)

郵便局長 殿

〇〇外郵出張所長 印

平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第21条第1項第9号物品（輸入禁制品）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。
おって、貴局における輸入禁制品に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品名	数量	内容
備考		
郵便局処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送) 処理されました。	日付印

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1850号

税関様式T第1850号

関税定率法第21条第1項第9号又は第10号該当物品没収通知書

関税定率法第21条第1項第9号該当物品没収通知書

平成 年 月 日
没収通知第 号
(没収通知書番号)

平成 年 月 日
没収通知第 号
(没収通知書番号)

殿

殿

住所(連絡先)

住所(連絡先)

(税関官署の長)

印

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税定率法第21条第1項第9号・第10号に掲げる物品に該当するので、同条第2項の規定に基づき、没収します。

平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税定率法第21条第1項第9号に掲げる物品に該当するので、同条第2項の規定に基づき、没収します。

記

記

1. 品名

1. 品名

2. 数量

2. 数量

(規格A4)

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1860号

税関様式T第1860号

関税定率法第21条第1項第9号又は第10号該当物品積戻命令書

関税定率法第21条第1項第9号該当物品積戻命令書

平成 年 月 日
積戻命令通知第 号
(積戻命令書番号)

平成 年 月 日
積戻命令通知第 号
(積戻命令書番号)

殿

殿

住所(連絡先)

住所(連絡先)

(税関官署の長)

印

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税定率法第21条第1項第9号・第10号に掲げる物品に該当するので、同条第2項の規定に基づき、積戻しを命じます。

平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税定率法第21条第1項第9号に掲げる物品に該当するので、同条第2項の規定に基づき、積戻しを命じます。

記

記

1. 品名

1. 品名

2. 数量

2. 数量

(規格A4)

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第2058号

税関様式T第2058号

供託命令書

供託命令書

平成 年 月 日
見本検査供託命令通知 第 号
(見本検査供託命令書番号)

平成 年 月 日
見本検査供託命令通知 第 号
(見本検査供託命令書番号)

殿

殿

(税関官署の長)

(税関官署の長)

印

印

関税率法第21条の3の2第5項において準用する同法第21条の3〔第1項・第2項〕の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同法第21条の3の2第5項において準用する同法第21条の3第10項の規定により見本検査の承認をしないことがあります。

関税率法第21条の3の2第5項において準用する同法第21条の3〔第1項・第2項〕の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同法第21条の3の2第5項において準用する同法第21条の3第10項の規定により見本検査の承認をしないことがあります。

記

記

開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	平成 年 月 日

開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	平成 年 月 日

- (注) 1. 供託命令は、見本に係る疑義貨物が関税率法第21条第1項第9号・第10号に掲げる貨物に該当すると認定されなかった場合に、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税関長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税率法第21条の3の2第5項において準用する同法第21条の3第5項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期間内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

(規格 A4)

- (注) 1. 供託命令は、見本に係る疑義貨物が関税率法第21条第1項第9号に掲げる貨物に該当すると認定されなかった場合に、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税関長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税率法第21条の3の2第5項において準用する同法第21条の3第5項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期間内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式丁第 2131 号

税関様式丁第 2132 号

農林水産大臣意見照会書

農林水産大臣意見照会書

平成 年 月 日
照会番号第 号

平成 年 月 日
照会番号第 号

農林水産大臣 殿

農林水産大臣 殿

(税関官署の長) 印

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 1 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。
なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 1 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。
なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

(意見照会をする理由)

(意見照会をする理由)

(添付資料)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式工第 2132 号

農林水産大臣意見照会実施通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 1 項に規定する農林水産大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。

(規格 A4)

税関様式工第 2134 号

農林水産大臣意見照会実施通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 1 項に規定する農林水産大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>税関様式T第 2133 号</p> <p>農林水産大臣意見照会回答通知書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会実施通知書により通知した照会について農林水産大臣から下記の回答を得ましたので、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 4 項の規定により通知します。 なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。</p> <p>記</p> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p>(規格 A4)</p>	<p>税関様式T第 2136 号</p> <p>農林水産大臣意見照会回答通知書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会実施通知書により通知した照会について農林水産大臣から下記の回答を得ましたので、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 4 項の規定により通知します。 なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。</p> <p>記</p> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p>(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式工第 2134 号

税関様式工第 2138 号

農林水産大臣意見照会回答不要通知書

農林水産大臣意見照会回答不要通知書

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

農林水産大臣 殿

農林水産大臣 殿

(税関官署の長) 印

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 5 項の規定に基づき通知します。

平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 5 項の規定に基づき通知します。

(規格 A4)

(規格 A4)